

政令第 号

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する

政令

内閣は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三百三十二号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内の移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため緊急に整備する必要があると認められる住宅の用に供する一団の土地についての第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「十戸」とあるのは、「五戸」とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

防災のための集団移転促進事業について、平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村における住宅の集団的移転を促進するため緊急に整備する必要があると認められる住宅団地の規模に係る特例を定める必要があるからである。